横浜市道路占用料減免取扱要領（別表－１、２）　新・旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改　　　正　　　前 | 改　　　正　　　後 |
| １　全額免除するもの  （略）  　条例第６条第１項第５号に該当するもの   |  |  | | --- | --- | |  | 物　件 | | 条例第６条第１項  第５号に該当する  もの | (1)～(20)  略 |   ２　一部免除するもの  　　（略）  　条例第６条第１項第５号に該当するもの   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 物　件 | 要　件 | 減免率又は占用料額 | | (1) 電線類の地中化に伴う管路等  (2)　電柱又は電話柱  (3)　柱状型機器  (4)　地下街及び地下室  (5) 突出看板  (6)　巻付看板  (7)　袖看板  (8)　バナーフラッグ  (9)　駐車場法で規定する路外駐車場  (10) 自治会館及び集会所等  (11) 小型の無線基地局  (12)　自転車等駐車器具  (13)　イベント等  (14)　太陽光発電設備及び風力発電設備  (15)　国家戦略特別区域法施行令第24条、都市再生特別措置法施行令第17条又は中心市街地の活性化に関する法律施行令第５条に掲げる施設等  (16)　道路法施行令第16条の２に掲げる歩行者利便増進施設等街地の活性化に関する法律施行令第５条に掲げる食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの | ア　道路の上空に設置されている電線類を撤去し道路の地下に埋設するために、占用許可を受けて地中に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。以下同じ。）  イ　電線類が上空に設置されていない道路において、占用許可を受けて地中に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な物件  公安委員会の設ける交通信号灯、若しくは道路付属物以外の防犯灯を添架している電柱又は電話柱  　「無電柱化推進計画」に伴い地中化した電線類に係るもの  ア　機械室、洗面所、案内所、無料休息所及び保安員詰所  イ　地下街及び地下室、地下駐車場  個人又は中小企業者からの申請によるもの  電柱、電話柱等に巻き付けられた看板で、個人又は中小企業者から依頼を受けて掲出しているもの、又は住所案内等の公共的内容を表示しているもので  ２㎡未満のもの  電柱、電話柱等に添加された看板で、個人又は中小企業者から依頼を受けて掲出しているもの、又は住所案内等の公共的内容を表示しているもので２㎡未満のもの  「商店街街路灯への有料広告物掲出に係る横浜市版ガイドライン」に基づくもの  駐車場法第１７条第１項に規定する都市計画として決定されたものを除く。  　工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局  一般公共の用に供されるもの  横浜市が後援する、又は横浜市の施策に寄与するものとして関係区局から副申を受けたイベント等  占用主体により提案される道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力の供給など）が行われる場合  占用主体により提案される道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力の供給など）が行われる場合  占用主体により提案される道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力の供給など）が行われる場合掃、植樹の剪定など）が行われる場合 | 8/9          8/9  50％  8/9  固定資産税評価額より算出した額の50％  　「占用料徴収事務の取扱いについて」（昭和43年９月20日付け建設省道政発第44号）の記１（２）及び（３）により算出した占用料額  1㎡当たり3,000円/年  1㎡当たり3,000円/年  　1㎡当たり6,500円/年  1㎡当たり310円/月  50％  1㎡当たり20円/月  70％  50％  50％を限度とする。  90％  90％  90％ | | １　全額免除するもの  （略）  　条例第６条第１項第５号に該当するもの   |  |  | | --- | --- | |  | 物　件 | | 条例第６条第１項  第５号に該当する  もの | (1)～(20)  略  (21)　道路協力団体が業務として行う道路占用（活動区域内において、看板等の掲出や占用物件への標識等の貼付により、道路協力団体が活動していることを外部に明示する場合に限る。）  (22)　道路法第２条第２項第５号に規定する自動運行補助施設（令和13年３月31日までとする。） |   ２　一部免除するもの  　　（略）  　条例第６条第１項第５号に該当するもの   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 物　件 | 要　件 | 減免率又は占用料額 | | (1) 電気自動車等用充電機器  (2~~1~~) 電線類の地中化に伴う管路等  (3~~2~~)　電柱又は電話柱  (4~~3~~)　柱状型機器  (5~~4~~)　地下街及び地下室  (6~~5~~) 突出看板  (7~~6~~) 巻付看板  (8~~7~~) 袖看板  (9)　バス停留所上屋への添加広告  (10~~8~~)　バナーフラッグ  (11~~9~~)　駐車場法で規定する路外駐車場  (12~~10~~) 自治会館及び集会所等  (13~~11~~) 小型の無線基地局  (14~~12~~)　自転車等駐車器具  (15~~13~~)　イベント等  (16~~14~~)　太陽光発電設備及び風力発電設備  (17~~15~~)　国家戦略特別区域法施行令第24条、都市再生特別措置法施行令第17条又は中心市街地の活性化に関する法律施行令第５条に掲げる施設等  (18~~16~~)　道路法施行令第16条の２に掲げる歩行者利便増進施設等  (19) 主として地下鉄の形態により鉄道事業を経営する者の保有する鉄道等 | 占用主体により提案される道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力の供給など）が行われる場合  ア　道路の上空に設置されている電線類を撤去し道路の地下に埋設するために、占用許可を受けて地中に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。以下同じ。）  イ　電線類が上空に設置されていない道路において、占用許可を受けて地中に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な物件  公安委員会の設ける交通信号灯、若しくは道路付属物以外の防犯灯を添架している電柱又は電話柱  　「無電柱化推進計画」に伴い地中化した電線類に係るもの  ア　機械室、洗面所、案内所、無料休息所及び保安員詰所  イ　地下街及び地下室、地下駐車場  個人又は中小企業者からの申請によるもの  電柱、電話柱等に巻き付けられた看板で、個人又は中小企業者から依頼を受けて掲出しているもの、又は住所案内等の公共的内容を表示しているもので  ２㎡未満のもの  電柱、電話柱等に添加された看板で、個人又は中小企業者から依頼を受けて掲出しているもの、又は住所案内等の公共的内容を表示しているもので２㎡未満のもの  表裏２面に表示しているもの  「商店街街路灯への有料広告物掲出に係る横浜市版ガイドライン」に基づくもの  駐車場法第17条第１項に規定する都市計画として決定されたものを除く。  　工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局  一般公共の用に供されるもの  横浜市が後援する、又は横浜市の施策に寄与するものとして関係区局から副申を受けたイベント等  占用主体により提案される道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力の供給など）が行われる場合  　占用主体により提案される道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力の供給など）が行われる場合  占用主体により提案される道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力の供給など）が行われる場合  第３セクターの地下鉄道事業者のうち、その資本構成において、国、地方公共団体又はこれに準ずる公法人の出資の比率が50％以上のもの | 90％  8/9          8/9  50％  8/9  固定資産税評価額より算出した額の50％  　「占用料徴収事務の取扱いについて」（昭和43年９月20日付け建設省道政発第44号）の記１（２）及び（３）により算出した占用料額  1㎡当たり3,000円/年  1㎡当たり3,000円/年  　1㎡当たり6,500円/年  30％  1㎡当たり310円/月  50％  1㎡当たり20円/月  70％  50％  50％を限度とする。  90％  90％  90％  87％ | |